

## 平成 26 年度ツキノワグマ保護管理検討委員会

平成 26 年 11 月 10 日（月）開催

- 【 事 務 局 】 1 開 会
- 【 事 務 局 】 2 あいさつ
- 【 事 務 局 】 3 議 事
- (1) 平成 26 年度ツキノワグマ保護管理施策の取組み状況について
- (2) 平成 26-27 年次ツキノワグマ捕獲上限数について
- (3) 法改正に伴うツキノワグマ保護管理計画の変更について
- 【 事 務 局 】 資料により説明
- 【 由 井 議 長 】 はい、どうもありがとうございます。それでは、議題の（1）平成 26 年の取組み状況について、5 つくらい小項目がありますので、順番に質疑をしたいと思います。最初にページ 1 の個体数管理、これは 2 ページの真ん中までですけれども、資料をご覧になりながら、質問等、ご意見などありましたらお願いいたします。はい、どうぞ。藤村委員、お願いします。
- 【 藤 村 委 員 】 岩手県ツキノワグマ研究会の藤村ですけれども、今回の捕獲数で注目されるのは、春季及び有害による捕獲数が 329 ということで、過去において一番高い数字であるということです。過去にもクマの大出沒と呼ばれて、人身被害が 20 人ぐらいになった年もあるわけですが、それよりもさらに今年の捕獲数は多い。さらに今年はクマが大量出沒するよということで、県では注意を呼びかけているにもかかわらず、人身被害がこういう数字になってしまったということは、一つは県の努力が足りなかったんじゃないかということも考えられます。
- また、捕獲数については生息数が調査の技術の向上で千数百頭から三千頭に跳ね上がったので、県の方としても三千頭いるんだからこれだけ獲っても大丈夫じゃないかというということで、捕獲に対して緩くなってしまったという風に考えられるんですけども。その辺について、県の方のお答えをお願いしたいと思います。
- 【 由 井 議 長 】 はい、事務局のほうで何かありましたらお願いします。
- 【 事 務 局 】 捕獲に関する考え方を緩めたのではないかとのご指摘でございますが、今回、管理年次について、年度による管理から、狩猟期の始期から翌年の狩猟期の始期の前日までと改めているところがございますが、これは、狩猟期を前にもってきて、そこでクマに人間はこわいものだ、ということをしかり教えて、その後で出沒したクマについては有害捕獲で対応していくということです。有害捕獲については、クマの本来の生息域である山林まで入って捕獲するよう

## 平成 26 年度ツキノワグマ保護管理検討委員会

平成 26 年 11 月 10 日（月）開催

なことはしないという考え方は、従前どおり維持しているところ  
です。その点については、市町村や振興局向けの会議等でも周知徹底  
しているところです。

【 由 井 議 長 】 はい、藤村委員、いかがでしょうか。

【 藤 村 委 員 】 県の方でも、今年 3 月の時点で全国に先駆けてクマの出没に關する注意報を流すのは大変結構なことだと思うんですけども、当然今年クマが出没することは、ある程度予測されていましたし、過去の実績に照らし合わせてそういう人身被害も増えるであろうと、当然人身被害、事故が増える年っていうのは、有害捕獲数が増える年ですので、そういう部分も併せて増えるということは、当初から予想されているわけですね。それに対して、もっと具体的に準備をする、対応するっていうのが本来であれば普通だったんじゃないかと思えるんですよね。ですから、そこら辺がこれまでも広報等いろいろ対策があったんですけども具体的なことが示されていなかったもので、果たして本当に県の取組みがよかったのかどうかというのは、この資料だけでは十分検討できないと私は思うんです。以上です。

【 由 井 議 長 】 項目の 1 から 5 のうち、3 の方でもまた人身被害のことがありましたので、そこでまたもう一回検討したいと思います。ほかに I の 1 のところがございますか。はい、どうぞ。

【 青 井 委 員 】 岩手大学の青井です。資料 I の 1 なんですけれども、合計のところは放獣も含んだ数になって 395 頭なんです。これは実質の捕獲数も分かるようにしたほうがいいと思うので、23 頭放獣してるわけですから、実際には 372 頭ですか。それから春季捕獲も有害捕獲とひとくくりにしてますが、春季捕獲はちょっと趣旨が有害捕獲と違う。どちらかという狩猟に近い形での捕獲ですので、これもわかるようにして、有害とひとくくりにするのはちょっと問題かなという風に思いますので、是非その点は、次年度に向けて検討していただきたいと思います。それが一点。

それにしてもですね、さっき藤村委員からご意見ありましたように、372 頭としても大量出没年の平成 18 年度をはるかに上回る捕獲数だったわけですね。おそらくこれは、ひょっとしたら全国 1 位の捕獲数になるかもしれませんけれども、それが妥当かどうかっていうのは今ここでは判断つかないとは思いますが、なぜここまで捕獲数が上がったかという検証はやっぱり必要かなと思いますね。理由はいくつかあるようですが、一つは出没が多かったということですが、ただ、資料の 5 の出没の変化を見ても、確かに 4 月、5 月は非

## 平成 26 年度ツキノワグマ保護管理検討委員会

平成 26 年 11 月 10 日（月）開催

常に多かったと思いますが、7 月以降はそれほどでもないわけです。幸い、結構ドングリができてるといことがあって、そんなに大量出沒年ほど不作ではないという事実が一つあるわけですね。そういう状況の中でもやっぱり捕獲数が今までより断トツに多かったという事実、これは一体なんだろうかという検証が一つ必要かなと思います。

それに関連してですが、例えば資料 2 ですが、今年から市町村別にある一定の配分をしたことが捕獲を支援させるという効果があったかどうか、それも一つ検証する必要があると思うんですが、そのためにはやはりこういった配分枠で捕獲したのは一体どういう状況下で捕獲されたのか、本当に適切な許可条件をつけた上での捕獲なのか、枠があるから全部使ったとか、そこまで簡単にやるかどうか分かりませんが、そういう感じで割りと安易に捕獲が行われていた事例はどのくらいあるのかなのか、といったようなこと。

それからもう一点ですね、配分枠での捕獲数だけじゃなくて、市町村別にせかく分けてあるのであれば、有害捕獲数はどうだったのか、そういったものを含めて有害捕獲で何十頭分のうちの何頭が配分で取られていたのかとか、そういったことがわかるようにしておいたほうがいいかなと思います。いくつか注文差し上げましたけれども、全国的にもかなり注目される可能性があるもので、来年度に向けて、それなりに答えられる根拠を岩手県として持っている必要があるかなと思いますので、是非ちょっとご検討いただきたいかなと思います。

【 由 井 議 長 】 はい。では、事務局から回答をお願いします。

【 事 務 局 】 ご指摘をいただきました点、春季捕獲につきましては、委員からご指摘がありましたとおり、いわゆる狩猟文化の継承といった側面も強くありまして、その点からいきますと、狩猟に近いということかと思いますが、資料の整理にあたっては、許可捕獲という分類で整理をさせていただいております。その点は、委員のご指摘を踏まえ、資料の整理の仕方は再度考えたいと思います。

それと、捕獲頭数が上回っている点につきましてはの検証ということでございますが、この点につきましては、今年度は市町村には特例許可というものもあった経過もございますし、10 月までというところで運用したところでございますので、その状況については、今後精査していきたいと思っておりますので、その点は、今後ご報告をさせていただきたいと思っております。ただ、有害捕獲の考え方について

## 平成 26 年度ツキノワグマ保護管理検討委員会

平成 26 年 11 月 10 日（月）開催

ては、従前どおり変わっておりませんので、そのあたりにつきましては再度、市町村、振興局に周知を徹底するという事で進めてまいりたいと思います。

【 由 井 議 長 】 はい、とりあえずよろしいですか。また後で協議あると思いますので、とりあえず、今のところはそういうことにします。それ以外に I の 1 では何かありますか。はい、どうぞ。宇野委員。

【 宇 野 委 員 】 はい。今の青井先生の話とちょっとかぶるんですけども、やはり有害捕獲数を示していただいたほうが非常に見やすいというのと、あと、この配分数はどういう風に決まっているのか、教えてください。

あと二点目ですね、今年は放獣が 23 件あるんですけども、有害捕獲で放獣するっていうのは、有害で本来だったら捕殺になるんですけども、放獣した目的、なぜ放獣したのかというのをちょっと聞きたいなと思います。

【 由 井 議 長 】 3 点ありました。よろしくをお願いします。

【 事 務 局 】 それでは、1 点目のご質問、配分頭数の決め方なんですけど、まず最初に捕獲上限というのが決まっているわけなんですけど、それから狩猟を差し引いて、その後、有害捕獲の頭数を差し引きます。その残った分の一部のうち、7 割なら 7 割の分を配分頭数の枠ということで、その頭数を 28 市町村に分配していくというような流れなんですけど、市町村ごとの頭数の決め方としましては、過去の捕獲数と生息密度を勘案して、過去に多いところであると相応に配分されるという傾向で配分しました。配分しなかった残りの分というのは通常の県の捕獲許可の分として残して、そういう割合で計算して通知を出しております。

【 事 務 局 】 放獣の件ですが、こちらにつきましては、基本的に幼獣にかかるものです。現在、第 3 次ツキノワグマ保護管理計画に基づいて対応しているところなんですけれども、個体数管理の、捕獲許可の方針の中で、原則として、幼獣の捕殺は認めないという整理をしているところです。

【 宇 野 委 員 】 はい、ありがとうございます。そうすると、やはり配分の部分は、有害捕獲を是非ここに示していただくと、その市町村で大体どれくらい獲っているのか見えてくると思うので、是非よろしくをお願いします。というのは、岩手県は、全国的にもかなりしっかりした生息状況調査、ヘアトラップ調査をやっておりますので、そこで市町村ごとの密度が少しずつ出るかと思うので。

もう一点、幼獣の放獣なんですけれども、タグとかけると、も

## 平成 26 年度ツキノワグマ保護管理検討委員会

平成 26 年 11 月 10 日（月）開催

しかししたら幼獣とか放す意味があると思うんですが、どの場合に成獣になって結局殺されるみたいな循環をしている可能性もありますので、放すのであればタグをつけるとか、標識をつけるとか、そういったことがあれば放した評価ができるのかなと思います。

【 由 井 議 長 】 最初の方の有害捕獲の市町村別の数値ですね、これはすぐ出せますね。来年から資料の整理をお願いします。それから資料 I の 1 のグラフのところで、縦棒で春季・有害と表示してますね。春季の数字が分かりやすいようにグラフ化をお願いします。

放獣に関して、幼獣にタグをつけるという点については、青井先生、どうですか。

【 青 井 委 員 】 0 歳だったら袋をかぶせて押さえるというのは可能かもしれませんが、1 歳以上だと麻酔をしなければいけないので、麻酔の体制がなかなか整わないところでは、現状では難しいかなという気がしますね。

【 由 井 議 長 】 ということです。

【 辻 本 委 員 】 済みません、その点について。麻酔をするのはその通り大変ですから、私も普及はできないと思っております。25 年度ですか、雫石町でけっこう放獣がされてて、自然保護課のほうでも放獣を行うにあたって、どのような放獣をしているのかとか、放獣をした個体が戻ってくるのかとか被害が増すか効果を検証しなければならない。それらを行った上で、全県にある程度麻酔をしない放獣を普及していけないかという動きがあったと記憶しています。それが、その後雫石町の方は大雨がひどくなって、企画倒れになって立ち消えになってしまっているんだろうなと思って私は見ていたんですけども。

その時、出ていた話は、どういう個体を放獣して、どういう個体を放獣しないのか、今回の資料でも雫石がかなり放獣していますが、してないものもやっぱりあるんですね。こここのところの事情を聞いて、ほかの市町村に適合できるのかできないのか、ガイドラインまで行かなくても何か策定する必要があるのかどうか、継続して検討を行っていただきたいということです。

あと、放獣の仕方を、実際に放獣を行っている市町村と情報交換しながら、あるいは、タグは難しいですから、ペンキとか、こういった物も使ってどれぐらいの効果があるのかどうかというのをやってみたらどうかという意見がありました。これをどういう風に進めていくかというのが今後の課題だということになったと思うんですけども。

【 由 井 議 長 】 具体的に何を使うんですか。

【 辻 本 委 員 】 ペンキです。ペンキを使った放獣について進めてみてはどうかと

## 平成 26 年度ツキノワグマ保護管理検討委員会

平成 26 年 11 月 10 日（月）開催

いう意見だったと思います。放獣が全ていいと私も思いませんが、やはり放獣しなきゃいけない場面も出てくると思いますので、その度に全部大学の先生とか動物病院の先生が集まるわけにはいきませんから、その方法論と個々の検証の仕方というのはちょっと時間がかかるかもしれませんけれども、続けて検証していただきたいなと思います。

【 由 井 議 長 】 県の方でも、研究機関と担当者がおられますから、放獣に際してなんらかの方法論ですね。研究と実験をよろしく願います。はい、どうぞ。

【 小 向 委 員 】 遠野市の小向です。今年度から、特例許可の試行ということで、制度をスタートしていただいたことには非常に感謝しております。といますのも、今年は特に、牛舎や飼料小屋に侵入されるなどの緊急対応を求められる事例が非常に多かったと思っております。そうした中で、この試行が始まったことで、被害の通報から対応までの時間が短縮されまして、被害農家から反応が良くてですね、農作物の被害についても最小限に抑えることができたと思っております。

ただ、試行であります、事務量が通常の捕獲許可と同じような手続きになっています。その詳細について、1 ヶ月ほど前にアンケート調査の回答を事務局のに回答した際にお知らせしましたけども、試行ということで来年度も進めるということでしたが、遠野市とすれば、ぜひ権限移譲をするような形で進んでいただけないかと思っております。

【 事 務 局 】 頭数配分の特例許可の関係でございますが、私どもも 10 月までの試行状況ということでしたので、今般、各市町村にアンケート調査により、どういう状況であったか伺っているところです。現在の試行につきましては、第 3 次ツキノワグマ保護管理計画が 29 年 3 月までですので、現計画下におきましては、基本的に現状の形で、どういった課題があるのかというのを伺いながら、改善すべきは改善し、試行という形で続けさせていただきたいと考えているところです。

【 由 井 議 長 】 後は、いずれ今日の最後になります、次年度の捕獲上限数のところでまた論議されると思いますので、一回ここで閉めます。それでは次に 2 ページの 2 の生息環境整備の表ですね、2 の 1 の保育等の平成 25 年度実績が 23 年度に比べて、だんだん減ってきてるんですけども、この流れというのはどういう背景でしたか。

【 事 務 局 】 保育等が減っているのは、間伐等は、国庫の森林整備事業でやっておりますが、それ以外でのメニューでもできるものがあるので、ほぼ同数のものが行われているという認識でおります。資料の実績

## 平成 26 年度ツキノワグマ保護管理検討委員会

平成 26 年 11 月 10 日（月）開催

は、いわゆる造林補助金といわれる森林整備事業のものだけということになりまして、その代わり期間限定で森林整備加速化・林業再生事業という国庫での事業がありまして、そちらの方でもやっておりますので、ご了解いただければと思います。

【 由 井 議 長 】 はい、わかりました。実質は行われているということですね。ほかに 2 のところで何かございますか。よろしいですか。

それでは、3、被害防除対策について、人身被害の中身が載っているところ、資料 3 の 1 に 26 年度の人身被害のリストがあります。これを見ると 4、5 月は圧倒的に山菜採りですよね。7 月の中頃もあるんですが、山菜採りについては一生懸命注意喚起の広報をしているんですが、60～70 代の被害者に偏っている。かたや、9 月ぐらいから自宅とか路上で作業中に背後から襲われる方がいて、9 月 12 日の 3 件は、同じところですね。それから 9 月 16 日ですね。以上のことから、春先と夏以降の被害のパターンが違うことがわかるんですね。これに適切に対応して、タイミングを逸しないように広報をすることが重要と思うんですが、これも来年の生息数によって、来年の春と秋でどのように広報していくかということになるかと思います。

今日の委員のメンバーの中に八幡平市さんが来られてますけれども、先程の特例許可も含めて、それから春季捕獲もやっておられますけれども、それとこういう被害との関係について何か所見ございましたらお願いしたいんですけれども。

【 北 館 委 員 】 八幡平市の北館と申します。春季捕獲及び配分につきましては、非常に効果があったと思っております。春季捕獲は平成 24 年度から実施しておりますけれども、今年は昨年度と比べまして、かなり出没件数及び農作物の被害は減少しております。今後も春季捕獲及び配分につきましては、継続していただきたいと思っております。以上です。

【 由 井 議 長 】 ありがとうございます。7 月 24 日の八幡平市の山菜採りの被害の方がおられましたけれども、そういう方は、クマの出没情報の広報を知ってるんでしょうかね。

【 北 館 委 員 】 今年度の人身被害につきましては、突発的な事故で、従来の山菜採りとか、後は農作業中の事故とか、そういうのとは別な事案だと考えております。

【 由 井 議 長 】 ここに載ってる方は、例えば細かい例を挙げれば、その地域の方でしょうか。

【 北 館 委 員 】 この方は、事故の場所とは別に住んでいる方で、認識が薄かったようであり、不案内な場所で事故が起きたと解釈しています。

## 平成 26 年度ツキノワグマ保護管理検討委員会

平成 26 年 11 月 10 日（月）開催

【 由 井 議 長 】 わかりました。あと、県の方ですが、県外から来る、山菜採りとか魚釣りとかハンティングで来るとは思いますけど、県外の方にはどういう仕組みで広報を届けたりするわけですか。

【 事 務 局 】 まず市町村向けには、住民に周知願いますということで通知を出しております。さらに同じ内容につきましては、県のホームページに掲載しておりますので、そちらにアクセスをしていただいて情報を取っていただくこととなります。加えて、テレビ、ラジオの広報も活用しておりますので、よそからお見えになる方の耳目にも訴える部分はあると考えております。

【 由 井 議 長 】 最近どこに行っても入り口にはクマが出ますって看板がかかっていますよね。効果はあると思うんですけど、キノコ採りする人はかまわず入りますもんね。

【 宇 野 委 員 】 済みません、人身被害に関して、広報とは関係ないですけど一点だけ。私、今年度岩手県の山を調べようと思って、70 日ぐらい歩いたんですが、そのうち 15 日くらいクマに山の中で遭遇しました。親子グマにも結構遭遇しました。そのとき、どういう風な出会い方をしたか、いろいろ記録したのですが、幸い人身被害には一件も至りませんでした。1 日 7 キロくらい山を歩くものですから、本当に 5 メートル前で遭遇とか、そういう風な状況もあるんですが。

うちの場合、鈴とクマスプレーを全員確実に持って歩くように徹底してたんですけども、26 年度のデータを見てみると、山菜採りの方は予防対策が「不明」というのが結構多いですが、やはり、ちゃんと予防対策の有無を調べて、鈴を持っていないなら徹底するとか、極力人身被害を増やさないようにと思うんです。うちの調査でケガがなかった理由として、私は鈴が効果あるのかなと思ってました。かなりガラガラガラガラと鳴ってましたので、クマにこっちの存在が周知できたのかなと思いますけども。そういう対策を徹底して少しでも減らせばなと思います。

【 由 井 議 長 】 はい。藤村さん。

【 藤 村 委 員 】 今回、13 件の番号の中で 9 件目の 8 月 27 日紫波町で鳥獣調査の従業中に男性が襲われてる件なんですけれども、この事案は私も直接現場を見に行ってますね、地元の方がいらっしやっただので、どの辺で起きたのかと見てきたんですが、確かにクマが出てもおかしくないような場所でした。この時に特に強く感じたことは、紫波町役場と紫波警察署もいて、担当の方にお話を伺ったんですけども、紫波警察署の担当者は、紫波町役場何やってるんだろうねということだし、また



## 平成 26 年度ツキノワグマ保護管理検討委員会

平成 26 年 11 月 10 日（月）開催

紫波町役場の方では警察どうしてんだろうとか情報交換がうまくされていない。住民はクマの出没情報は、警察の方に連絡する方もいらっしゃれば、役場の方に連絡される方もあるんですけども、その両者の連携がうまくされていない。また、警察の方では有害捕獲許可が当然出ていると思っていたが、いざ有害捕獲が終わったかどうかもわかっていない。ですから、このような人身被害は、被害が起きてから注意喚起することも大切なんですけど、そういうクマはある日突然ぽっと出てきたわけじゃなくて、何日前からその付近に出てるのかですね。そういう出没情報は当然役場とか警察に報告されていると思うんです。

そこで、関係団体の情報交換を密にして、情報をつとめて被害が起きる前に対策する方法も必要だと思うんです。それで住民の方もある程度、行政では対策しているということで安心するでしょうし、また外から来た方も、実はこれからいく場所にクマが出てるらしいということで注意を促すことになると思うんです。県の方で市町村なり、警察の方に連携というような形に持ってくるように指導していただければと思います。

【 由 井 議 長 】 次のページの 5 ページの本編のページの③の地域、地区協議会ですが、市町村と管区警察の方も出てるんでしょうか。

【 事 務 局 】 各広域振興局の地区協議会では、そういった関係団体と連携して情報交換や研修を実施しております。

【 由 井 議 長 】 わかりました。なお一層の連携強化をお願いしたいと思います。それでは次のモニタリングですね。先程、事務局から説明がありましたけれども、平成 24 年までの全県の大規模ヘアトラップ調査で、推定生息数 3400 頭となって、現在は少規模ヘアトラップ調査を継続しているということですね。捕獲数にもよりますが、当面はこの生息数のレベルで安定しているということが前提になると思います。

資料 8 のコナラの豊凶結実の変化を見ますと、なかなか変わった動きしてますね。去年は、北奥羽のブナが 8 年ぶりに東北全県で大豊作でした。今年はほとんどブナは不作ですけども。こういう豊凶を事前に察知してクマの被害を予測して、警報を出すという一連の流れにつながっていくことになると思うんですけども。継続が大事ですので、是非よろしくをお願いします。

【 青 井 委 員 】 資料 9 の春季捕獲に係る痕跡調査結果についてですけども、こういうデータを捕獲に合わせて収集することは非常に大事なことだと思うんですけども、できれば、踏査距離あたりの発見率といった

## 平成 26 年度ツキノワグマ保護管理検討委員会

平成 26 年 11 月 10 日（月）開催

ものをもう一つ欄を設けていただいたほうがいいかと思います。それで比較しないと、今年多く目撃したとしても踏査距離が長かったり、短かったりすると傾向がつかめないので、踏査距離あたりの目撃数を分析するとか、それで長期間比較した方が意味があると思いますので是非次回以降検討していただきたいと思います。

【由井議長】 来年以降よろしくお願ひします。それでは議題を移ります。（2）平成 26-27 年度ツキノワグマ捕獲上限数について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】 資料により説明

【由井議長】 26-27 年次ツキノワグマ捕獲上限数について、資料 10 と資料 10-1 について説明がございました。北上高地と北奥羽それぞれの次年次の捕獲上限数が提起されましたが、いかがでしょうか。ご質問ご意見がありましたらお願いします。

【辻本委員】 動物公園の辻本です。上限数について特に異論はありません。ただ、説明のところで、25-26 年次は上限数を上回って捕獲しているのに、26-27 年次の上限数は 25-26 年次よりも上回っていると、前にたくさん獲ってるのになぜ増えるのか疑問に思う人もでてくるのではないか。この説明が資料 10-1 のところに出てこないの、その理由はお産数の関係だと思ひますが、このあたりもう少し丁寧に説明した方がよいのではないかと思ひます。いろいろな意見が出てくるのが予想されますので、このあたり慎重に説明できるようにしておいたほうがいいんじゃないかなという意見です。

【由井議長】 辻本委員のご意見は来年の対応ということによろしいですか。

【辻本委員】 はい。

【青井委員】 同じ問題なんですけれども、実は私もまったく同じように考えておひまして、上限数を 1 割以上上回って獲ったのに、今年の上限数は去年よりさらに増えるというのは、資料 10-1 の計算式を見ればわかるだろうということなんです、一般的には上限数をはるかに上回ると翌年はその分抑えるというのが普通の考えだと思ひんですけど、このあたり説明してもらえないでしょうかね。

【由井議長】 今わかる範囲でお願いします。

【事務局】 我々もこの頭数を決定するところは頭を悩ますところでして、実は 2 年前までは春の有害捕獲が始まる前にこういった会議を開いて、捕獲上限数を決めていましたが、2 年前から狩猟期前、今の時期に会議を開いて捕獲上限数を決定するということになりました。そうするとちょっと不都合が生じまして、春に会議を行えば、前年度に行

## 平成 26 年度ツキノワグマ保護管理検討委員会

平成 26 年 11 月 10 日（月）開催

ったモニタリング調査の結果が全部出揃っているのですが、それを基に増えてる減ってるという話ができるんですが、今の時期は、例えばヘアトラップは結果が出揃わない。しかし、資料 10-2 の捕獲数の捕獲実績と捕獲上限数の推移というのを見ていただくと、奥羽は今年度 166 頭と非常に多いけれど、昨年度は非常に少なくなっています。捕獲上限の半分ほどしか捕獲していない。その前の年は多くて、でもその前の年より少ない。長いスパンで見れば平均して何頭ぐらい獲るといような感じになってます。北上も同様の傾向があります。

来年のことは実は誰もわからないなかで予想を立てるんですが、今予想するのは、現状の数から、今年度の狩猟の捕獲数を差し引いて、その後クマは繁殖して増える。その間に我々が行っているモニタリング調査の結果が出揃うはずなので、例えば、この時点で数字に劇的な変化が出れば、もちろん委員に諮って検討する余地もあると。ただ現時点で我々が判断できる材料としては、マイナス 3% という 10 年以上実施している原則に則って捕獲上限数を決定して、その後状況を見て判断できればと考えています。

【 由 井 議 長 】 はい、来年に改善できるところあればお願いします。私が素人的に考えているのは資料 10-1 の左下にいろんなパラメータがあるんですけど、そこに繁殖率というのがあって、0.36 ってなっています。妊娠率 0.4、分娩率 0.9、これは固定なんですよね。ただ去年ブナが 8 年ぶりの大豊作ということがあったり、当然地域によって違うかもしれないけれども当然妊娠率が変わるんですよね。それを固定してるのが、まあその方がやりやすいんでしょうけれども、本当は妊娠率が変われば相当出生数も変わって全体が動くと思うんですけど。それはシミュレーションすると出るような気がしますけど。

【 事 務 局 】 実は現在採用しているレスリー行列という手法では、特に今ご指摘のあった繁殖率に関して、少し数字を変えると、大きく変わります。実は私どもも色々試行はしていますが、ここを変えると迷宮に入り込む状態になります。実はレスリー行列自体はもう生態学的に結構古い手法になっていて、最近では国のシカの調査のほうで採用されているベイズ推定というのが浸透していて、それはレスリー行列と違って、繁殖率とか分娩率、死亡率など全部含めて成長率、増加率ですね、増加率まで含めて推定するのがベイズ推定として行われています。現状で小規模ヘアトラップ調査は岩手県事業で実施していますが、その事業の中でベイズ推定を行うというのが我々の課題となっています。平成 26-27 年次の捕獲上限は、まだベイズ推定自体は確立していないので、

## 平成 26 年度ツキノワグマ保護管理検討委員会

平成 26 年 11 月 10 日（月）開催

レスリー行列の数字を使用しましたが、現状ではベイズ法のような最新のシミュレーションを導入して、増加率や繁殖率とかパラメータが動くようなモデルを今開発してます。ただ、シカと違ってクマは非常にサンプルが少ないので難しい。調査をして、生息数と結びつくようなパラメータが非常に少ない。非常に困難な道のりですが、今後はより精密な生息数を推測していきたいと思っています。以上です。

【 由 井 議 長 】 はい、ありがとうございました。先程、青井委員が質問した痕跡調査で出会った子連れメスグマの頭数データを蓄積すれば繁殖率の変動のパラメータとして使えるかもしれませんね。ただ、ますます計算が難しくなるようですので、わかりやすいものをお願いします。

あと、前にこの委員会でも何度も出ているんですけども、岩手県における、あるべき生息数の上限というか、密度レベルはどこにあるか。人身被害も農業被害も起きない、かつ、生態系が維持されるレベルの生息数ですね。岩手県の生息数の適正レベルを決められないか、前から言ってるんですが。

【 事 務 局 】 その点については考えています。シカについて同じように検討されていて、一番進んでいるのが兵庫県と北海道ですが、被害の情報をかなり細かくデータを蓄積して、ベイズ推定で出された生息密度と関連させて、ある程度の密度があれば許容範囲の枠に入って、その密度を超えればシカの被害が顕著化して捕獲対象になる。同じようにクマでできないか検討しています。

【 由 井 議 長 】 はい。次回の委員会で出てくると思いますけれども、よろしくお願ひします。では 26・27 年次ツキノワグマ捕獲上限数はこの数値で決まりということでもよろしくお願ひします。それでは最後に（3）法改正に伴うツキノワグマ保護管理計画の変更について、事務局よりお願ひします。

【 事 務 局 】 資料により説明

【 由 井 議 長 】 はい、国の法律、法律名等、それから中身で保護に「管理」が加わるということで、特定鳥獣保護管理計画が 2 つに分かれて、クマは第二種特定鳥獣管理計画に入るといふ、そのことの変更ということですか。これは法律が変わって県の条例も変わるんですか。

【 事 務 局 】 法律の名称に「管理」というのが入りますので、鳥獣保護法を引いておる諸条例規則等につきましては、その名称の部分で変更・改正になります。

【 由 井 議 長 】 県の計画も、今動いているツキノワグマ保護管理計画の名前も変わるということですか。

## 平成 26 年度ツキノワグマ保護管理検討委員会

平成 26 年 11 月 10 日（月）開催

- 【 事 務 局 】 県ではクマ以外にもシカ、カモシカについても特定計画を策定していますが、これらについても、さらに上位に位置します事業計画についても、法改正に伴う所要の改正ということで進めさせていただきたいと思います。
- 【 由 井 議 長 】 はい、農業関係の鳥獣被害防止特別措置法そのものは、法律は変わりませんよね。
- 【 事 務 局 】 そのとおりです。
- 【 由 井 議 長 】 鳥獣被害防止特別措置法は、今回の新たな保護管理計画とか新たな法の改正とは直接リンクしないもの、ということでよろしいですね。
- 【 事 務 局 】 はい。
- 【 由 井 議 長 】 それでは、ただいまの（3）の議論につきまして何か質問ご意見等ありましたらお願いします。今日はクマの委員会ですが、先日開催された県環境審議会自然・鳥獣部会では、岩手県では、生息数が増えて被害を起こすクマ、シカ、カモシカのような鳥獣の管理計画はあるけれど、イヌワシのように減っている鳥獣に対する計画はないのか質問が出ましたが希少鳥獣は特定計画の対象外とのことでした。クマについてはこれに従って計画の名称等が変わるということでご了解いただけますか。では以上です。それでは、それ以外に何もありませんか。それでは委員の皆様、何かご質問ご意見等ありましたら。
- 【 有 原 代 理 】 岩泉町ですけれども、3点ほど要望といたしますか。
- 先程も遠野市さんもお話があったように、特例許可については大変ありがたいと思っております。ただ、事務について、最初のほうは事務作業が省略されていた形だったのですが、特例許可と通常許可が混在したときの事務が、かえって煩雑になってきた部分がありました。できれば配分数を、どうしても夏場の時期に集中しますから、もう少し多めにしていただければ大変助かります。岩泉町では、電気牧柵の設置はほとんど普及しておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。
- それから、近年クマの被害が、今までは考えられないような、牛舎の戸を開けて入ってきて飼料被害が発生したり、あるいは窓ガラスを割って入るとか、そういう生態の変化というか、今までは考えられないような被害が頻発してきております。保護と捕獲の間で戸惑う部分がありますが、クマの生態に対応した対策について、いい案をお示しいただければと思います。
- それから最後に、県内でのクマの推定頭数が 3400 頭という話がありましたけれども、委員長の方からそれではどれぐらいの生息数が適

## 平成 26 年度ツキノワグマ保護管理検討委員会

平成 26 年 11 月 10 日（月）開催

正なのかというようなお話もありました。それについては、来年度ご報告いただくというような話ですので期待しておりますが、地域によって密度が高い地域と低い地域、環境的に良好な地域は密度が高くなって、これに伴って被害が増えてくると思いますが、どこまで保護すればいいのか、県内全体ではなく、もう少し狭い範囲で、例えば岩泉地域における捕獲可能な生息密度というような数字を示していただければ大変ありがたいと思います。以上です。

【 由 井 議 長 】 最後の要望については来年にといいますか、考え方か方針を出していただきますが、それ以外の質問について何か事務局から。

【 事 務 局 】 特例の配分頭数について増やしたほうがいいというご要望ですが、これも捕獲上限と合わせて考えて配分を進めたいと思います。

牛舎の中にまで入るといったような事例も最近ではあって、クマの生態も変わってきているというご指摘ですが、推測ですけれども、以前に比べ狩猟者が減少し、人里まで出てくるということが考えられます。対策とすれば、野菜ですとか果物が放置されていたりしますと、それが誘引物になる場合もありますので、廃野菜・廃果の処理などもしっかりやっていただくということです。

また、県では狩猟者をしっかり増やしていくという取り組みをやっていきたいと考えております。

【 藤 村 委 員 】 岩泉町さんのほうで牛舎に入るというお話があったんですが、岩手ツキノワグマ研究会で、平成 5 年以降、遠野市で、被害の現状調査をやっておりました。その当時、すでにクマがドアを開けて納屋に入って米ぬかを食べたり、ドアを開けて家の中に入って米びつから米を盗むという行為とか、そういう行為が見られています。それと同じことがどこでも起こり得る状況だと思います。

ですから、クマが突然生態が変わったというよりも、もともとそういう生態があって、近年地域が拡散してきたというのが正しいかと思えます。遠野の方でも起きた平成 5 年～平成 8 年当時に起きた状況は、他地域でも起きることが当然考えられるわけです。そういった情報を県でまとめて、今後、各市町村に情報提供するようなシステムが必要です。

あと、ツキノワグマが今回、ツキノワグマ保護管理計画じゃなくて、ツキノワグマ管理計画に変わるそうですけれども、第一次計画から人材育成について明記されていますが、正直言っていまだに人材が育成されていない。例えば、他県では鳥獣保護指導員といいますけれども、獣害対策の専従者を設けて、その専従者の方が地域に行って被害対策

## 平成 26 年度ツキノワグマ保護管理検討委員会

平成 26 年 11 月 10 日（月）開催

の指導を行っている自治体もあります。例えば福井県小浜市です。そこで獣害対策、主にシカ対策ですが、獣害対策の専従者が 2 名おりまして、猟友会の方が専従者ということで、ほぼ 24 時間体制で対応していて、かなりシカ対策は進んだ取組みを行っております。あと島根県でも特にクマの被害の多い益田市では、山梨県で活躍した元クマの研究者で獣害対策のプロの方が専従者ということで、期間雇用ですが、今年度から活躍しております。

岩手県内にも人材はいるでしょうし、全国でも獣害対策に詳しい方、できれば獣害専門に仕事したいという方、探せばいるんですけども。岩手県では人材を育成する、あるいは他から呼ぶというような活動を第一次計画から行ってなかったということも、これだけ被害が増えた要因だと思いますので、人を雇うのはなかなか大変だと思いますが、それも含めて本格的に人材の育成を県でも取り組んでいただければと思います。以上です。

【 由 井 議 長 】 新聞では紫波町かどこかで、助成でハンター訓練してるというのがありましたけれども、県の方で何か計画とか今後の対応ありますか。

【 事 務 局 】 クマ、シカなど野生鳥獣被害対策を考えた場合に、やはりどうしても地域ぐるみの対策というのが欠かせないと思います。市町村のご担当の方、猟友会さん、農村の中核となる方で取組みをするということ。岩手県の全域の地域を見ると、取組が進んでいる地域、これからの地域もありますので、県では、比較的取組みが進んでいる地域を支援しまして、そういった取組みを周辺の市町村に広げられるように、研修会等の機会を検討したいと考えております。

【 有 原 代 理 】 ちょっとよろしいですか。

【 由 井 議 長 】 はい、どうぞ。

【 有 原 代 理 】 うちの方で新規の狩猟者に対しての免許取得費用を支援する取組みをやってきましたんですが、県でも狩猟免許の申請手数料や、今は狩猟より有害捕獲のほうが猟友会のほうで実はウエイトが高くなってきていますが、狩猟登録免許税なんかを無償にする等、そういう支援をしていただければ狩猟者も助かると思いますけれども、そういう考え方はないでしょうか。

【 事 務 局 】 狩猟者の確保については、県では課題ということで取り組んでいるところです。具体的な取組みとしては、狩猟免許は一般になじみがないものですので、予備講習会というものを、猟友会さんと連携して設定して、いきなり試験ではなくて、予め勉強するような機会を設けているところです。経済的な部分でも支援が必要ではないか

## 平成 26 年度ツキノワグマ保護管理検討委員会

平成 26 年 11 月 10 日（月）開催

というご指摘ですが、この点については、予備講習会の受講料を無償ということにして、勉強の機会を確保して狩猟者の確保に努めているところです。

【 由 井 議 長 】 ほかにございますか。

【 辻 本 委 員 】 特例許可の試行に関わる検証について、もうちょっとお伺いしたいのですが。今回 1 年間試行して、今後、2 年 3 年と試行して、どのように検証されていくのかお教えてください。

【 事 務 局 】 特例許可の検証につきましては、現在 1 年目、今年度から始めたものですが、発端として、権限移譲について各市町村にご意見を伺わせていただきました。

事務手続きの簡素化のみの観点であれば、権限移譲をした方が市町村にとっていいはずなんですけど、今年度は、先ほど担当から申し上げました通り、各市町村さんの特例許可の実施してみてのご意見を伺っていたところですが、まだ精査中ですけれども、市町村によって捕獲についての考え方が極めてバラバラです。特例許可は元々捕獲をしやすくするためという発想ではありません。次期計画策定の際には、権限移譲もできるように考えておりますが、現在は、そもそも鳥獣保護・管理についての市町村の認識を、もう少し統一してから権限移譲を決断する必要があると思っている段階です。

煩雑な事務手続きは当然解消しなければならない点ですので、市町村がもう少し機動的に動くことができるように進める必要はありますが、今申し上げました通り、根本的な捕獲に関する理解が進まない、単純にクマを獲ればいいのかということ、そうではないはずですので、そういった点を見極めながら検討する必要があると思っております。

【 辻 本 委 員 】 ありがとうございます。事務局の回答のとおりだと思います。どんどん捕獲を進めればよいのではなく、畑の被害防止等はしっかり行う必要がありますから。余計な懸念かもしれませんが、畑の被害防止に対するインセンティブがなくなるようなことはあってはならないので、市町村の人たちがどういう風に考えて、特例許可と通常許可をどのように使い分けているのか。基本的には盛岡市の担当者も非常にいいというお話をしておりますので、特例許可は当然進めなければなりませんけれども、許可の内容を 1 つ 1 つ検証するための情報がなかなか見えてこない、そういったところも委員会なり地区協議会で議論してもらったらいと思います。

地区でも状況は違うと思っておりますので、地区協議会の議論を踏まえて



平成 26 年度ツキノワグマ保護管理検討委員会

平成 26 年 11 月 10 日（月）開催

ここでもやっぱり報告いただければ委員の議論も深まると思いますので、試行ということですから、その点についても検証していただけるように是非お願いをしておきたいと思います。よろしくお願いします。

【 由 井 議 長 】 要望ということでよろしくお願いします。もう時間もなくなりましたけれども、私から一つだけ。シカ、クマについて、放射性セシウムにより、捕獲しても市場に出せないという問題があります。現段階で放射性のセシウム汚染等の肉の扱いについて、簡単をお願いします。あるいは、どこを見ればそれが載っているか教えてください。

【 事 務 局 】 野生鳥獣肉の放射性セシウムに関する情報は自然保護課のホームページに載せています。また、県で放射線について取り扱うサイトがありまして、自然保護課のページにもそのサイトのリンクがありますので、詳細についてはそちらを見ていただきたいと思います。今年度はクマとシカとヤマドリについて 3 回検査をして公表しております。基準値超えは認められてはいますが、年度で比較すると、基準値を超える検体数や市町村数は少なくなって、限定された地域になってきているという傾向はあると思っています。

【 由 井 議 長 】 100 ベクレル超のものは市場にはもちろん出せない、ということですね。

【 事 務 局 】 はい。

【 由 井 議 長 】 わかりました。ほかに何か皆さんございますか。よろしいですか。はい、じゃあ論議は尽くされたということで、宿題はたくさんありますけれどもひとつよろしくお願いします。では、私の司会を終わります。どうもありがとうございました。

【 事 務 局 】 5 閉 会